

産前産後ケア事業のご案内



お母さんと赤ちゃんが、助産師のいる施設でショートステイ(宿泊・日帰り)やデイケア、産後ケア訪問により、育児相談や授乳相談などを受けることができる事業です。

◎対象となる方

和光市に住所があるお母さんと赤ちゃんで、以下のすべてに該当する方

- ・ご家族などから十分な支援が受けられない方
- ・心身の不調や育児についての不安があり、心身のケアや育児指導等を必要としている方
- ・母子ともに医療行為が必要でない方

◎ケア内容

サービス事業の種類と月齢によりケア内容が異なります。

- ①お母さんへの乳房ケア・授乳相談、育児相談
- ②赤ちゃんの健康チェックと沐浴指導及び相談 等

※サービスを受ける場合は事前申請が必要なため、申請当日の対応はできません。
よって、乳腺炎等での緊急対応はできません。



◎利用方法

- ①最寄りの子育て世代包括支援センター(母子保健・子育て支援ケアマネジャー)及び市役所ネウボラ課へご相談し、申請してください
 - ・ショートステイの宿泊型は、出産予定日の5か月前(妊娠20週)から申請できます
 - ・子育て世代包括支援センターで母子保健・子育て支援ケアマネジャーまたは市役所で保健師と面談が必要です
- ②書類審査後、利用承認通知書を市から発行します
 - ・書類審査後、後日、利用承認通知書が届きます
 - ・利用承認通知書に記載してある事業をご利用いただけます
- ③利用者本人とサービス実施事業者で利用日程の調整等をおこないます
- ④利用日当日は、利用承認通知書をサービス実施事業者へ提示してください
 - ・利用者の自己負担額は、直接サービス実施事業者にお支払いください

◎サービス毎の利用日数・利用者の自己負担額

サービス名	利用時期・回数等	自己負担額※1
産後ケア訪問	産後1年以内2回まで (1回90分程度)	1回800円
ショートステイ	宿泊型 産後1年以内 一人7日間(6泊7日)まで	※2
	日帰り型 産後1年以内 一人7回まで (利用時間9時～17時 のうち、6時間)	
デイケア	妊娠～産後1年以内 (利用時間9時～17時 のうち、3時間以内)	1回1,000円

※1 非課税世帯、生活保護世帯は減免措置があります

※2 各施設毎に利用者の自己負担額は異なります。詳細は裏面をご覧ください。

【ご利用にあたっての注意事項】

- ・希望者多数の場合、ご希望に添えない場合がございます
- ・利用承認を受けた方であっても、ご利用時点の健康状態やその他の事由により、施設の側で受け入れできない場合があります
- ・急性感染症(麻しん、インフルエンザ等)に罹患している時は利用できません





◎キャンセルについて

- ・利用前日(閉庁日除く)午前 10 時まで、サービス実施施設または市へ直接ご連絡ください
- ・ご連絡がなかった場合は、利用したものとみなし利用者の自己負担額をお支払いいただきます

◎実施施設と利用できるサービス

R5.4.1 現在

施設名	所在地	産後ケア 訪問	ショートステイ※		デイケア
			(宿泊型)	(日帰り型)	
わこう産前・産後ケアセンター	和光市下新倉 2-1-25	●	●	●	●
練馬光が丘病院	練馬区光が丘 2-5-1	×	●	×	×
恵愛病院	富士見市針ヶ谷 526-1	×	×	●	×

※ショートステイ(宿泊型)は、ご利用予定日の施設の運営状況等の事由により、受け入れできない場合があります。

※練馬光が丘病院のショートステイ(宿泊型)は、出産後そのまま継続して本事業の利用を希望する方のみが利用できます。自宅へ帰宅後、数日経ってからのご利用はできません。

※恵愛病院のショートステイ(日帰り)は、生後 7 か月未満までの方が対象となります。

◎ショートステイ利用者の自己負担額

施設名	ショートステイ	
	(宿泊型)	(日帰り型)
わこう産前・産後ケアセンター	1日 8,000 円 (1泊2日 16,000 円)	1日 4,600 円
練馬光が丘病院	1日 11,000 円 (1泊2日 22,000 円)	×
恵愛病院	×	1日 5,000 円



◎問い合わせ先

施設名	所在地・電話
南子育て世代包括支援センター	和光市南 2-3-3(みなみ保育園 2 階) ☎450-4642、4706
本町子育て世代包括支援センター	和光市本町 31-6 CI ハイツ ☎460-1915
中央子育て世代包括支援センター	和光市丸山台 2-20-15(中央統合型地域包括支援センター) ☎468-2312
北子育て世代包括支援センター	和光市白子 3-29-10(しらこ保育園 3 階) ☎464-0194
北第二子育て世代包括支援センター	和光市新倉 1-16-22(おやこ広場もくれんハウス) ☎466-2658
和光市役所ネウボラ課母子保健担当	和光市広沢 1-5(和光市役所 1 階) ☎424-9087

